

社会福祉法人ふしの学園定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

障害福祉サービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人ふしの学園という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の独居高齢者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を山口県山口市宮野上字下の原3346番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員9名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちに、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第

25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が250,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (6) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会の会議に出席した評議員のうちから選出された議長及び議事録署名人2名が、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長及び他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面や電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 山口県山口市宮野上字下ノ原3353番地に所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
雨天体操場 延面積136.00㎡
- (2) 山口県山口市宮野上字下ノ原3346番に所在の宅地 1,217.00㎡
- (3) 山口県山口市宮野上字下ノ原3353番に所在の宅地 2,166.00㎡
- (4) 山口県山口市宮野上字下ノ原3356番に所在の宅地 386.00㎡
- (5) 山口県山口市宮野上字下ノ原12595番1に所在の宅地 26.00㎡
- (6) 山口県山口市宮野上字下ノ原12595番5に所在の宅地 66.00㎡
- (7) 山口県山口市宮野上字下ノ原3352番に所在の雑種地 476.00㎡
- (8) 山口県山口市宮野上字下ノ木3139番5に所在の雑種地 200.00㎡
- (9) 山口県山口市宮野上字下ノ木3140番4に所在の雑種地 1.89㎡
- (10) 山口県山口市宮野上字下ノ原3351番に所在の宅地 1,477.00㎡
- (11) 山口県山口市宮野上字下大久保3358番に所在の宅地 1,428.10㎡
- (12) 山口県山口市宮野上字下大久保3360番1に所在の宅地 739.99㎡
- (13) 山口県山口市宮野上字下大久保3360番3に所在の宅地 53.77㎡
- (14) 山口県山口市宮野上字上ノ原12594番2に所在の原野 9.95㎡
- (15) 山口県山口市宮野上字下ノ原12595番4に所在の原野 350.00㎡
- (16) 山口県山口市宮野上字下大久保3361番1に所在の宅地 827.14㎡
- (17) 山口県山口市宮野上字下大久保3364番1に所在の宅地 705.55㎡
- (18) 山口県山口市宮野上字下大久保3362番に所在の宅地 9.91㎡
- (19) 山口県山口市宮野上字下大久保3363番に所在の宅地 9.91㎡
- (20) 山口県山口市宮野上字下ノ原12595番3に所在の原野 19.00㎡
- (21) 山口県山口市宮野上字下大久保3366番2に所在の雑種地 63.00㎡
- (22) 山口県山口市宮野上字犬堤3370番3に所在の雑種地 52.00㎡
- (23) 山口県山口市宮野上字犬堤3370番1に所在の公衆用道路権利 86.00㎡の持ち分1/4 5
- (24) 山口県山口市宮野上字犬堤3365番2に所在の公衆用道路権利 50.00㎡の持ち分1/4 5
- (25) 山口県山口市宮野上字犬堤3370番9に所在の公衆用道路権利 344.00㎡の持ち分1/4 5
- (26) 山口県山口市宮野上字犬堤3379番9に所在の公衆用道路権利 301.00㎡の持ち分1/4 5
- (27) 山口県山口市宮野上字下大久保3361番地・3358番地・3360番地1・3360番地3・3364番地1に

所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・スレート葺平家建寄宿舍 延面積1236.96㎡

- (28) 山口県山口市宮野上字中大久保3324番2に所在の公衆用道路 214.00㎡
(29) 山口県山口市宮野上字上ノ原3327番に所在の原野 112.00㎡
(30) 山口県山口市宮野上字上ノ原3328番に所在の原野 436.00㎡
(31) 山口県山口市宮野上字上ノ原12105番に所在の山林 59.00㎡
(32) 山口県山口市宮野上字上ノ原3338番2に所在の宅地 35.05㎡
(33) 山口県山口市宮野上字上ノ原3337番2に所在の宅地 18.25㎡
(34) 山口県山口市宮野上字下ノ原3343番4に所在の山林 27.00㎡
(35) 山口県山口市宮野上字上ノ原3337番3に所在の宅地 2.98㎡
(36) 山口県山口市宮野上字上ノ原3338番3に所在の宅地 12.87㎡
(37) 山口県山口市宮野上字下大久保3359番3に所在の宅地 735.70㎡
(38) 山口県山口市宮野上字下大久保3366番9に所在の公衆用道路 183.00㎡の持ち分 1 / 4 5
(39) 山口県山口市宮野上字下大久保3359番2に所在の公衆用道路地役権 105.00㎡
(40) 山口県山口市宮野上字下大久保3366番13に所在の公衆用道路地役権 17.00㎡
(41) 山口県山口市宮野上字下大久保3367番2に所在の公衆用道路地役権 305.00㎡
(42) 山口県山口市宮野上字下ノ原3345番1に所在の宅地 254.79㎡
(43) 山口県山口市宮野上字二ノ蔵12103番3に所在の宅地 2.71㎡
(44) 山口県山口市宮野上字下ノ原3346番地・3351番地・3352番地・3353番地・3356番地・

3352番地先・3353番地先所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・ステンレス鋼板ぶき2階
建延面積 3,315.72㎡

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 延面積 430.16㎡

木造スレートぶき平家建 延面積 21.66㎡

- (45) 山口県山口市宮野上字下ノ原3341番地に所在の木造瓦葺平家建 延面積 142.61㎡
木造かわらぶき平家建 延面積 13.24㎡
(46) 山口県山口市宮野上字下ノ原3341番に所在の宅地 571㎡
(47) 山口県山口市宮野上字下ノ原3342番に所在の雑種地 1,011㎡
(48) 山口県山口市宮野上字下ノ原3343番2に所在の山林 434㎡
(49) 山口県山口市宮野上字下ノ原3343番3に所在の雑種地 38㎡
(50) 山口市宮野上字下ノ原3342番地に所在の木造かわら・亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
延面積 51.63㎡

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受け、山口市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、山口市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための

資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を山口市長に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく山口市長に届け出るものとする。

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようと

するときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第38条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第7章 解散

（解散）

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

（定款の変更）

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、山口市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を山口市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

（公告の方法）

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人ふしの学園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款にもとづき、役員の選任を行うものとする。

理事長	清	水	寿	一
理 事	平	尾		淳
理 事	吉	住		寿
監 事	山	本	甚	吉
監 事	野	上	慶	治

附 則

この定款は、昭和63年1月21日から施行し、昭和63年2月1日から適用する。

附 則

この定款は、平成2年3月29日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年1月23日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年5月23日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年10月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年5月14日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、平成14年5月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年2月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年8月22日から施行し、平成15年6月17日から適用する。

附 則

この定款は、平成16年11月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年5月12日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年10月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年6月19日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年6月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年5月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年5月28日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年3月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年12月16日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年4月28日から施行する。

[昭和44年7月5日制定]

[平成28年12月15日全部変更]

[平成29年3月23日一部変更]

[令和2年3月27日一部変更(評議員会)]

社会福祉法人ふしの学園定款施行細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人ふしの学園定款（以下「定款」という。）第43条の規定に基づき、定款に定めるもののほか、定款の施行について必要な事項を定める。

(評議員選任・解任委員会等の運営)

第2条 定款第6条第3項の規定による評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営その他委員会の委員（以下「委員」という。）の選任等は、次のとおりとする。

- (1) 委員の選任は、理事会で行い、理事長が委嘱する。
- (2) 委員の任期は4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員会に委員長1人を置く。委員長は委員の互選とする。
- (4) 委員会の委員長は、会務を総括し、委員会での議長となる。
- (5) 理事長は、委員長の意見を聴いた上で委員会を招集する。
- (6) 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

(理事長の専決事項)

第3条 定款26条ただし書きに規定する「日常の業務として理事会が定めるもの」とは、次に掲げる業務とする。

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なものであって、社会福祉法人ふしの学園経理規程（平成15年4月1日制定）第67条第1項に定める契約。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものであって、取得等の費用が100万円以上のものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められない物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産であって、帳簿価格が100万円以上のものを除く。
- (8) 予算上の予備費の使用、サービス区分内の勘定科目相互間での予算の流用及び予算に定められている定例的な収入・支出。
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
- (10) 利用者等からの依頼による利用者の貴重品の管理に関すること。
- (11) 寄付金の受け入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- 2 前項に定める第3号の処分、第4号及び第5号の契約、第6号の取得等並びに第7号の売却等において、理事長個人が特別な利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。

(細則の変更)

第4条 この細則を変更するときは、社会福祉法人ふしの学園理事会の承認を得るものとする。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年1月27日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

(全部改正：平成28年12月15日理事会承認)